

さぬき山歩会会則

第一章 総 則

第一条 この会は、「さぬき山歩会」（以下会と呼ぶ）と呼び、事務所を香川県高松市十川西町199-4に置く。

第二条 この会は、「日本勤労者山岳連盟」（以下労山と呼ぶ）に加盟し、「香川県勤労者山岳連盟」（以下県連と呼ぶ）に所属する。

第二章 目的と活動

第三条 この会は、労山の趣意書と県連に規約に従い、登山とハイキングを健康で文化的な生活に一つのスポーツ・レクリエーションとして、安くて安全で楽しい登山とハイキングをおこなうことを目的とする。

第四条 この会は、前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

1. 安全な登山・ハイキングをおこなうための活動。
2. 登山・ハイキングの普及と向上のための活動。
3. 自然を守るための活動。
4. 山岳遭難事故防止と救急救助のための活動。
5. 登山、ハイキングにかかる情報提供。
6. 会員の親睦にかかる活動。
7. 県連、労山およびその関係団体、機関との提携、協力
8. その他、目的遂行に必要な活動。

第三章 会員

第五条 会員の種類は、「正会員」、「家族会員」および「援助会員」とする。

- 2 「正会員」は、会員としてのすべての権利を有する。
- 3 「家族会員」は、「正会員」と生計を共にする家族とし、議決権を有せず会から直接情報の提供をうけることはできない。
- 4 「援助会員」は、県連の「加盟団体に会員として登録し、県連の連盟費を納め、労山の遭対基金へ加盟している個人とし、議決権を有しない。

第六条 会員になるためには、この会則および会の活動方針を承認し、所定の入会手続きをとらなければならない。

- 2 「正会員」になるためには、入会金2,000円を納めなければならない。
- 3 「援助会員」になるためには、会の審査承認を必要とする。

第七条 会員は、会運営に必要な会費を納めなければならない。

- 2 「正会員」の会費は、月額1,000円とする。
- 3 「家族会員」の会費は、月額500円とする。
- 4 「援助会員」の会費は、月額500円とする。
- 5 会が必要と認める場合には、総会の承認を得て会費の減免、または臨時会費を徴